

# 夫：口本く 妻：外婚

平成 年 月 日届出

受理第 号	平成 年 月 日
送付第 号	平成 年 月 日
書類調査 戸籍記載 記載調査 調査票 附 票 住民票 通 知	公 印

氏名	夫 氏名 妻 氏名	夫 氏名 妻 氏名	夫 氏名 妻 氏名
生年月日	夫 妻	夫 妻	夫 妻
住所	夫 妻	夫 妻	夫 妻
本籍	夫 妻	夫 妻	夫 妻
父母の氏名	夫 妻	夫 妻	夫 妻
結婚後の夫婦の氏・新しい本籍	夫 妻	夫 妻	夫 妻
同居を始めたとき	夫 妻	夫 妻	夫 妻
初婚・再婚の別	夫 妻	夫 妻	夫 妻
同居を始める前の夫妻のそれぞれの世帯のおもな仕事と夫妻の職業	夫 妻	夫 妻	夫 妻
その他	夫 妻	夫 妻	夫 妻

## 記入の注意

1. 届書はすべて日本語で書いてください。  
この届書は長年保存されますので、鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
2. この届はあらかじめ用意しておいて、結婚式をあげる日または同居を始める日に住所地の大使館または（総）領事館に出すようにしてください。

署名	名印	生年月日	年	月	日
住所	番地番	番地番	番地番	番地番	番地番
本籍	番地番	番地番	番地番	番地番	番地番

3. 父母がいま婚姻しているときは、母の氏は書かないで名だけ書いてください。  
義父母についても同じように書いてください。
4. □にあてはまるものに氏のようにしるしをつけてください。ただし、外国人と婚姻する場合にはつけなくていいです。  
外国人と婚姻する人がまだ戸籍の筆頭者となっていない場合には、新しい戸籍がつくられますので、希望する本籍を書いてください。
5. 届を出す日に同居を始める人は、その日に同居したものととしてその年月を書きつけてください。  
まだ同居を始めていない人は、その他の欄に「まだ同居を始めていない」と書いてください。
6. 再婚のときは、直前の婚姻について書いてください。  
内縁のものはふくまれません。
7. □にはあてはまると思うものに返印、重印のようしるしをつけてください。
8. 在留国の法律で婚姻したときは、婚姻した日から3か月以内に婚姻証明書（証明書は後記 12. の届書よりも1通少ないです。また、1通のはかは転写してもよい。）をそろえて出していただく必要があります。この場合は証明書は書かないでよい。  
外国文の証明書には翻訳者を明らかにした訳文を添付してください。  
当事者の一方が外国人のときは、在留国の法律で婚姻してから出していただく。
9. 日本と外国の二つ国籍をもっている人は、日本人として本籍欄を書いてください。  
当事者の一方が外国人のときは、本籍欄に「国籍何国」とだけ書いてください。
10. 未成年者が婚姻するときは、父母（養子のときは養親）の同意書を出すか、または父母がその他の欄に同意の旨を書いて署名押印してください。
11. 届出人や証人の署名は、はっきりとよめるようにそれぞれ本人が書いてください。
12. 夫婦がともに日本人のときは、届書3通（新しい戸籍がつくられる場合に今までと別の市区町村につくりたいときは4通）夫婦の一方が外国人のときは、届書2通出していただく。そのさい夫と妻の戸籍抄本各1通の必要です。
13. 筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。